

第一経営

(株) 第一経営相談所
税理士法人 第一経営
社労士法人 第一経営

2022年春号
No. 176

経営理念

私たちは、お客様とそこに働く人々の
夢と幸せを実現するために行動します。

- ・納税者の権利を守り、中小企業と国民が主人公の税制をめざします。
- ・中小企業の経営の発展と、平和で豊かな地域社会をつくることに貢献します。
- ・中小企業家の多面的な要求解決のために努力します。
- ・私たちは共に成長し、働く喜びを実現します。

Contents

P2～P3	「特集」令和4年度税制改正について
P4	お客様景況(依然として売上確保が厳しい状況が続く)
P5	第一経営からのお知らせ／新春講演会のご報告
P6	定期総会のご案内／新入所員の紹介



令和4年(2022年)度税制改正

2021年12月10日政府税調から令和4年(2022年)度税制改正大綱が公表されました。2022年3月22日第208通常国会において決・成立しました。今回の改正では、賃上げによる減税と住宅ローン控除等が注目される事項となります。いずれも私達にとっては減税の特典を受けることができるものになっています。財務省公表資料の令和4年度税収増減見込一覧によると、住宅ローン控除で▲20億円、賃上げ税制で▲1,640億円の減税が見込まれています。その他、納税環境整備として、記帳義務の履行や保存について適切な対応がなされていない場合にペナルティが課される内容が盛り込まれています。改正電子帳簿保存法については、2022年1月から始まることになっていましたが、周知が徹底されていない状況であることから、2年間の猶予期間が設けられました。

またこの間、話題の一つになっています相続税と贈与税の一体化については見送りとなりましたが、今後本格的に検討を進めていくことが記されています。暦年課税制度(年間110万円までは税金がかからない)の見直しについても議論がなされていますので、今後の改正についても注目していく必要があります。

個人所得課税

(1) 住宅ローン控除制度の見直し

- 住宅ローン控除の適用期限が4年延長(令和7年12月31日までに入居した者が対象)されます。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置
 - 省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築住宅等・既存住宅ともに、借入限度額が上乘せされます。
 - 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合が要件化されます。
- 会計検査院の指摘(「いわゆる逆ざや」)への対応と当面の経済状況を踏まえた措置等
 - 現在の低金利の下、実際の住宅ローンの借入金利が住宅ローン控除の控除率である1%を下回っていることにより、住宅ローンを組む必要がない方が住宅ローンを組む動機付けになったり、適用期間終了まで繰上返済をしない動機になったりすることがあるという会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%(現行:1%)とし、新築住宅等については控除期間が13年(※2)になります。
 - 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下(現行:3,000万円以下)になります。
 - 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件は40㎡以上に緩和されます。

〈住宅ローン控除の対象となる住宅〉

※1「認定住宅等」は、認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅のこと。
 ※2控除期間につき、新築等の認定住宅等については令和4~7年入居につき13年とし、新築等のその他の住宅については令和4・5年入居は13年、令和6・7年入居は10年とし、既存住宅については令和4~7年入居につき10年となります。
 ※3「買取再販住宅」は、既存住宅を宅地建物取引業者が一定のリフォームにより良質化した上で販売する住宅のこと。
 ※4「その他の住宅」は、省エネ基準を満たさない住宅のこと。
 ※5所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)の範囲内で個人住民税から控除されます。

	見直し前	見直し後		省エネ性能等	
		令和4・5年入居	令和6・7年入居		
新築住宅・買取再販住宅(※3)	認定住宅(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	5,000万円	5,000万円 / 4,500万円	↑高 ↑省エネ性能等 ↓低	
	一般住宅	4,000万円	4,500万円 / 3,500万円		
既存住宅	一般住宅	2,000万円	3,000万円 / 2,000万円	↑高 ↑省エネ性能等 ↓低	
		認定住宅(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)	3,000万円		3,000万円
			その他の住宅(※4)	3,000万円 / 2,000万円	

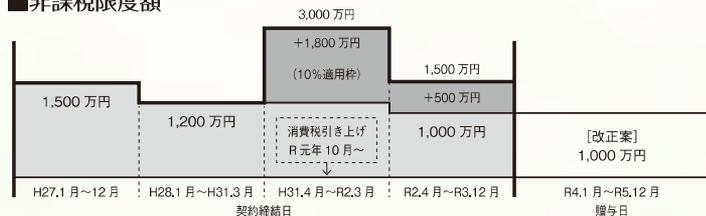
資産課税

父母、祖父母等の直系尊属から、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額が引き下げられます。非課税限度額を見直した上で、適用期限(令和3年12月31日)が令和5年12月31日まで2年延長されます。

■適用要件

- 住宅面積:床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋(合計所得金額が1,000万円以下の者:下限を40㎡以上に引き下げ)
- 受贈者:直系卑属(合計所得金額2,000万円以下など)

■非課税限度額



- ※1耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。
- ※2受贈者の年齢要件:20歳 →【改正案】年齢要件を18歳以上に引下げ(令和4年4月以後)
- ※3既存住宅は、①築年数が20年(耐火建築物は25年)以内又は②耐震基準に適合していることが必要。→【改正案】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅又は耐震基準に適合していることが証明された住宅を対象とする。
- ※4東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月31日まで1,500万円(耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円)で据置き。→【改正案】令和5年12月末まで2年延長

法人課税

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率は最大40%に引き上げ、適用期限が1年延長（令和6年3月31日）されます。

	《現行》	《改正案》
【適用要件】		
■給与総額の増加率	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 1.5%以上	● → (変更なし)
【税額控除】	【控除率最大 25%】	【控除率最大 40%】
■控除率を乗ずる対象	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	● → (変更なし)
基本	15%	15%
■控除率	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 2.5%以上	+15% 雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 2.5%以上
上乗せ（賃上げ）	+10%	+10%*2 教育訓練費の対前年度増加率 10%以上
上乗せ（教育訓練費）	教育訓練費増加等の要件の充足*1 (か)	
■控除上限額	当期の法人税額 × 20%	● → (変更なし)

※1教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

- ①教育訓練費の対前年度増加率10%以上
確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正案：明細書の保存）が必要
- ②中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明（改正案：廃止）

※2控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%



納税環境整備

記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策

■所得税及び法人税の税務調査において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者などへの対応策として、必要経費不算入・損金不算入の措置が講じられます。

事実の偽装・隠蔽がある又は無申告の年分（事業年度）において、確定申告における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。）、費用の額及び損失の額）は、次の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しない。

- ①間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合
(災害等により保存することができなかったことを納税者が証明した場合を含む。)
- ②帳簿書類等により取引の相手先が明らかである・取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合



■記帳水準の向上、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備に対して過少申告加算税・無申告加算税の加重措置が講じられます。

所得税、法人税及び消費税の税務調査において、帳簿（対象範囲：一定の売上に係る帳簿）の提出の求めがあった場合において、次のいずれかに該当するときは、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に、10%加重（下記②については、5%加重）する。

- ①不記帳・不保存であった場合（提出をしなかった場合）
- ②提出された帳簿について、収入金額の記載が不十分である場合（記載が著しく不十分である場合は①と同じ）

※納税者の責めに帰すべき事由がない場合（災害等の場合）は上記の措置は適用しない。

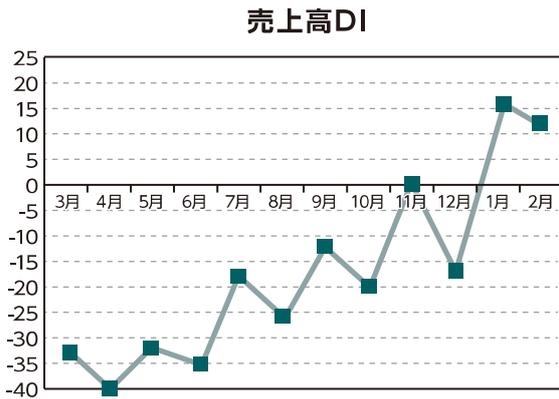
加算税の加重割合	②記載不備 (帳簿の保存(提出)あり)		①不記帳・不保存 (不提示・不提出)
	記載された収入が 3分の2未満	記載された収入が 2分の1未満	収入全て不記帳 (帳簿なし)
	加重なし	5%	10%

※収入金額は営業収入を使用。
※令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

【参考資料】財務省パンフレット「令和4年度税制改正」
大宮事務所税理士 西山 大輔

依然として売上確保が 厳しい状況が続く

1 売上の状況



この間のお客様の売上の状況につきましては、ここ1年前（2020.3～2021.2迄）の申告件数約1,100件のうち、売上増の法人が約500件（45%）に対し、売上減の法人が約600件（54.5%）となっておりますが、本年（2021.3～2022.3迄）は約1,100件のうち、売上増の法人が約450件（41%）に対し、売上減の法人約650件（59%）となり、売上減少法人の数がより一層増えてきております。図表1の売上高DI（売上増加法人の割合から売上減少法人の割合を引

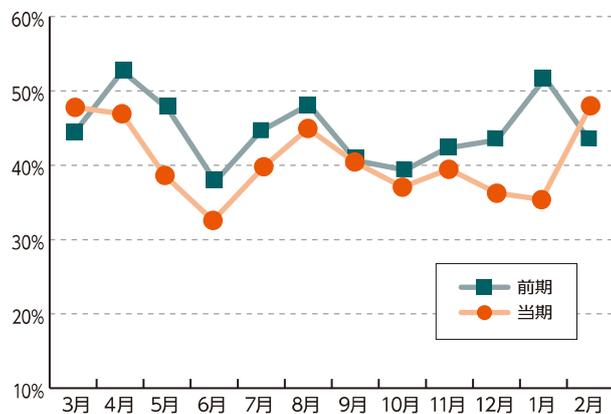
いた割合）から見ても昨年3月より、マイナス30～40からの動きを見せており、ここ数か月回復傾向にあるものの、依然として売上確保が厳しい状況が続いております。

2 実態黒字の状況

実態黒字の要件としては、減価償却費を100%計上し、社長様の役員報酬を年間400万円以上支払った上で利益が出た法人となりますが、前期申告数1,178件のうち、実態黒字の件数は526件（44.6%）でした。一方当期申告数1,173件のうち、実態黒字の件数は471件（40.1%）となり、1の売上の状況と同様、黒字化のための利益確保についても苦戦を強いられております。

新型コロナウイルス感染症に伴う景況悪化もあることや、現在では人手不足による受注確保の問題や、ここ1年位の資材高の高騰による収益の確保の問題、また最近ではロシアのウクライナ侵攻による経済への影響等、中小企業を取り巻く環境はますます厳しくなっております。一方で新型コロナウイルス感染症に伴う売上減少を補助する制度として事業復活支援金があり、5/31まで申請が可能です。また、制度融資や事業再構築補助金等のような補助金もございます。このような制度もフル活用して、この苦境を乗り越えていきましょう。詳細は担当者にお問い合わせください。

実態黒字割合比較



熊谷事務所税理士 滝山 英太

第一経営からのお知らせ

**事業復活支援金の申請締め切りは5月31日までです。
申請はお早めに!!**

新型コロナウイルスの影響により、売上高減少率が30%以上50%未満、または50%以上減少した場合は、「事業復活支援金」の申請をすることが出来ます。

比較期間は2021(R3)年11月～2022年(R4)3月までのいずれかの各月と前年同月か前々年同月、もしくは3年前の同月と比較します。売上高減少率や売上規模により、支援金の金額は異なります。法人は60万円から最大250万円、個人事業者は30万円か50万円のどちらかになります。

申請においては、登録確認機関による事前確認が必要となります。弊社は登録確認機関に登録されていますので、事前確認のご依頼などは担当者までご連絡ください。

なお、本人申請期限は5月31日までですが、登録確認機関での事前確認を5月26日までに受ける必要がありますので、締め切りには十分ご注意ください。申請の対象になるのか、早めに担当者に確認しましょう。

**2021年分(令和3年分)
所得税・消費税確定申告終わる**

新型コロナウイルスの影響による申告期限延長により、完全には終了していませんが、3月15日までに9割以上の申告を終了することが出来ました。

申告件数は全体で1,628件となっており、前年から13件増加しています。

資料のご準備等ご協力有難うございました。

越谷事務所 遠藤 和之

ぐる～ぷ1ゴルフコンペのご案内

ゴルフコンペが下記のように予定されています。皆様の参加をお待ちしています。詳細は各担当までお願いします。なお、事情によりコンペは中止または延期する場合がありますのでご了承ください。

全県ゴルフコンペ

- 日程 7月7日(木)8:44スタート
- 場所 プレステージカントリークラブ(栃木市)東コース 10組
- プレー代 10,500円(食事つき・税込み)
- 連絡先 本部事務所 TEL048-650-0101 担当/吉村・吉田

東部・南部ゴルフコンペ

- 日程 6月9日(木)
- 日程 10月4日(火)
- 連絡先 川口事務所 TEL048-433-8234 担当/大堀・白倉
- 場所 都賀カントリークラブ(栃木市) 8組
- 場所 プレステージカントリークラブ 8組
- 連絡先 越谷事務所 TEL048-967-3371 担当/菅野

2022 新春講演会 (1/20) のご報告

(講師) NPO法人アジア中小企業協力機構 黒瀬直弘理事長
(演題) 「今の時代に求められる経営力、働きがいのある職場をつくるには」

コロナ禍が続く中で今年もオンラインでの記念講演になりました。街中の風景も様変わりし閉塞感に押しつぶされそうな状況にあって、全国で活躍する中小企業の豊富な事例を紹介しながら、多少アカデミックな解説を交えつつ「社員みんながイキイキと働く企業づくり」「人を生かす経営」の在り方を具体的にお話していただきました。

黒瀬先生は講演の底流に一貫して、給料という経済的な報酬だけでなく、働きがいという精神的な充実を感じられる会社づくりの大切さを強調されていました。そのカギとなるのが、経営者と従業員が単に指示命令という関係ではなく、共通の経営目的(理念)を追求する対等なパートナーという関係性を作ることだと言われます。事例の中では、良いことや悪いこと様々な経営情報を共有し、事業計画づくり等それぞれの知恵を生かして経営参加が出来る仕組みを作ること、一人ひとりが自ら考える社員として成長し、そして収益力も高まる多くの好循環企業を紹介していただきました。私たちが自社に活かせる幾つものヒントをいただいたように思います。



オンライン参加者

本部事務所 吉村 浩平

ぐる～ぷ1 第33回定期総会のご案内



日時 2022年6月21日(火) 15:00開会

講演 15:30～17:00 ※オンライン(Zoom)形式での開催を予定しています。

記念講演 「アフターコロナの見通しと、チャンスをつかむヒント」仮題



講師 ▶ 森永 卓郎 氏 (経済アナリスト、タレント、獨協大学経済学部教授)

〈講師プロフィール〉

1957年7月生まれ、東京都出身。東京大学経済学部卒業。日本専売公社、経済企画庁、総合研究所などを経て現職。小泉・竹中の構造改革路線やアベノミクスを批判。「消費税は下げられる」「年収300万円時代を生き抜く経済学」シリーズなど著書多数。TBSテレビ「がっちりマンデー」などテレビ・ラジオ、講演などでも活躍中。

参加費 会員無料 未会員2,000円

活動報告 15:00～15:30

2022年度 新入所員の紹介

表紙写真

2020年12月にぐる～ぷ1のハイキングでも訪れた、行田市のさきたま古墳公園の桜です。奥に見えるのは石田三成が忍城攻めで頂上に陣を築いた丸墓山古墳、桜に挟まれた小道は三成が水攻めのため築いた石田堤と呼ばれています。
本部事務所 吉田 晃

編集後記

今回より所報担当になりました越谷事務所の新井です。どうぞよろしくお願いたします。春になると、2年前、緊急事態宣言が発出される直前でしたが入社式を開いてもらい、温かく迎え入れてもらったことを思い出します。あれからコロナによって私たちの生活様式はガラリと変わってしまいました。画面上、文面上でのやり取りが非常に増えてきていますが、自分の言葉に気持ちを乗せて発信していけるように日々精進したいと思います。

越谷事務所 新井 真澄



横山 格
(川越事務所)

村田 真利
(社労士法人
熊谷事務所)

守屋 里穂
(熊谷事務所)

座間 望実
(川口事務所)

原富 怜
(社労士法人
熊谷事務所)

発行

株式会社 第一経営相談所
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町 1-332

経営本部 総務部
TEL 048(650)0101

表紙の写真募集
担当者(山中・吉田)に
ご連絡下さい。

ホームページ <https://www.daiichi-keiei.com/>